

# 訪問支援員研修

研修項目 1 : 事業の理念及び意義・目的

—— 子育て世帯訪問支援事業 ——

# 目次

- 01 子育て世帯訪問支援事業の概要…2
- 02 家庭が抱える社会的困難の状況…5
- 03 児童の権利擁護の必要性…12
- 04 居宅訪問型支援の必要性と意義…16

# 子育て世帯訪問支援事業について

新規

## 子育て世帯訪問支援事業

成育局 成育環境課

<子ども・子育て支援交付金>

令和6年度予算 2,074億円の内数 (1,847億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。

### 2 事業の概要

【対象者】 次のいずれかに該当する者

- ① 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- ② 食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある保護者
- ③ 若年妊婦等、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
- ④ その他、事業の目的を鑑みて、市町村が本事業による支援が必要と認める者（支援を要するヤングケアラー等を含む）

【事業内容】

- ① 家事支援（食事準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート、等）
- ② 育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助、等）
- ③ 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言（※）  
※保護者に寄り添い、エンパワメントするための助言等。なお、保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容は除く。
- ④ 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供
- ⑤ 支援対象者や子どもの状況・養育環境の把握、市町村への報告



### 3 実施主体等

【実施主体】 市区町村（市区町村が認めたものに委託可）

【補助率】 国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

【補助単価】 ○基本分（右表の通り利用者負担軽減加算あり）

1時間当たり 1,500円

1件当たり 930円

○事務費・管理費 1事業所当たり 564,000円

○研修費 1市区町村当たり 360,000円

利用者負担軽減加算	1時間当たり	1件当たり
①生活保護世帯		
②市町村民税非課税世帯	1,500円	930円
③市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯		

※②については1世帯あたり96時間/年を超えた場合、1時間当たり1,200円、1件当たり740円

③については1世帯あたり48時間/年を超えた場合、1時間当たり 900円、1件当たり560円

出典：：こども家庭庁「子育て世帯訪問支援事業について」  
<https://www.cfa.go.jp/policies/kosodateshien/jido-homon>

# 子育て世帯訪問支援事業における支援の考え方

- ✓ 本事業は、単なる家事・育児の手伝いによる一時的な負担解消だけではなく、家事・子育て支援を通して、**支援対象の家庭が自立して生活できるように支援対象者の環境を整えていくことが最終的な目標像**である。
- ✓ 訪問支援を実施する上で、家事・子育て等に対して不安や悩みを抱えた家庭が信頼して相談・支援を依頼できるために、**訪問支援員は家庭が抱える不安や悩みを傾聴できる必要がある**。親子等に寄り添いサポートをする支援であることを踏まえ、家事・子育ての一方向的な指導や、訪問支援員自身の価値観のおしつけ、児童や保護者又は妊婦（以下「保護者等」という。）の価値観の否定をするのではなく、保護者等の立場に寄り添い、**保護者等の状況や心情を理解し、支援を行うよう**努めること。

出典：こども家庭庁「子育て世帯訪問支援事業ガイドライン」

[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/91f57176-a420-4d1d-8973-1828437e0aa8/d9bc9e4f/20240904\\_policies\\_kosodateshien\\_jido-homon\\_03.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/91f57176-a420-4d1d-8973-1828437e0aa8/d9bc9e4f/20240904_policies_kosodateshien_jido-homon_03.pdf)

# SSNR（安全で安定的な養育者との関係性・養育環境）の重要性

- 安全で安定的な養育者との関係性・養育環境（Safe Stable Nurturing Relationship/Environment: SSNR）は、虐待予防の観点のみならず、こどものウェルビーイングを高める基本的な要素です。
- 子育て世帯訪問支援事業は、このような安全で安定的な養育者との関係性・養育環境の提供によるこどものウェルビーイング向上という観点でも重要な役割を果たす事業です。

## 安全で安定的な養育者との関係性・養育環境が こどもに与える好影響

1

虐待・ネグレクトおよびその他のこども期の逆境体験の発生を抑える

2

虐待・ネグレクトおよびその他のこども期の逆境体験の悪影響を軽減する

3

こどもの生涯を通じて、身体的・認知的・感情的な発達に良い影響を与える

4

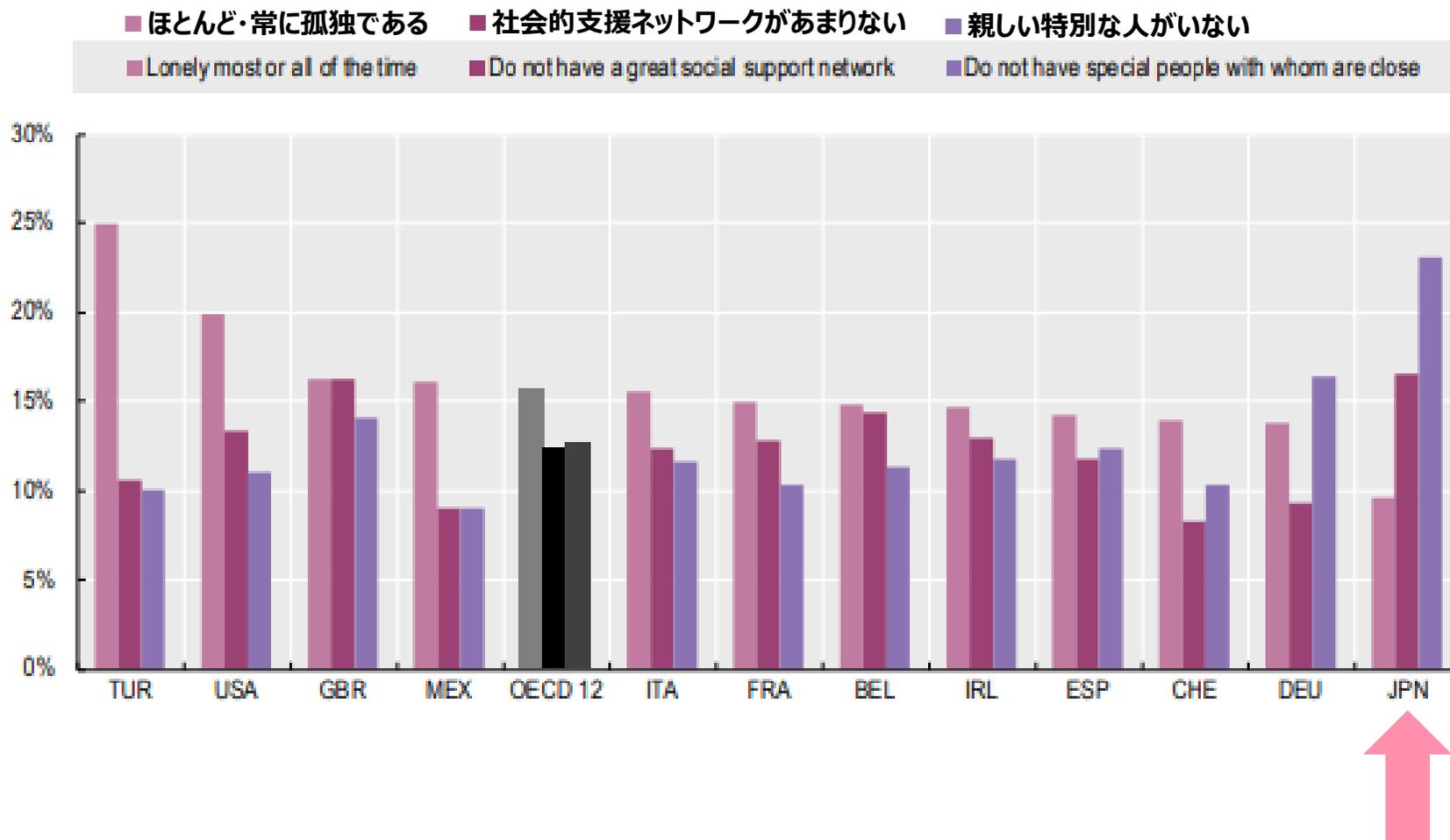
健康上の不公平を軽減する

5

健康に積み重ねとしての影響を与える

出典：National Center for Injury Prevention and Control, Division of Violence Prevention  
「Essentials for Childhood : Creating Safe, Stable, Nurturing Relationships and Environments for All Children」(筆者仮訳)  
<https://stacks.cdc.gov/view/cdc/117721>

# 家庭が抱える社会的困難 | 孤立化した社会環境

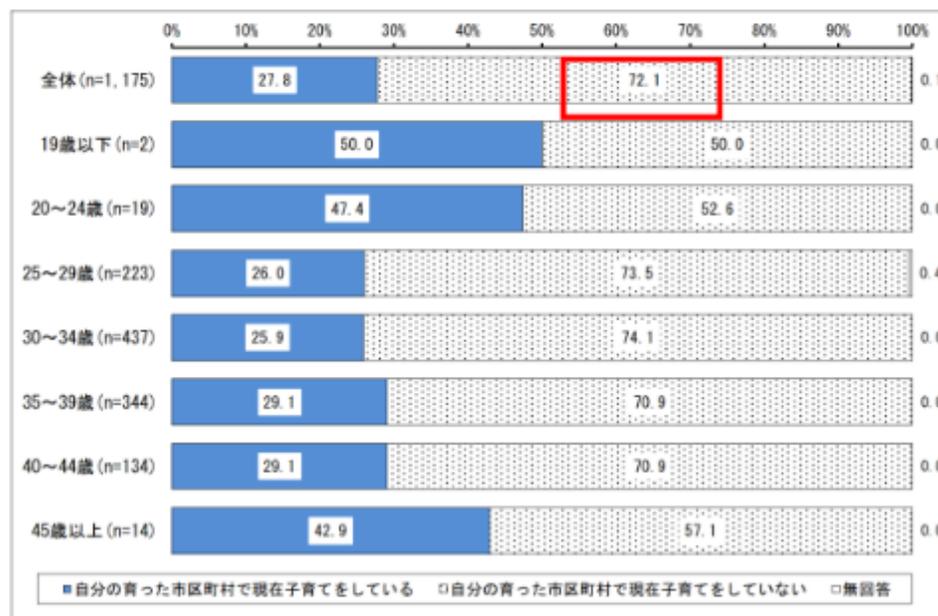


出典：OECD「Measuring social connectedness in OECD countries」  
[https://www.oecd.org/en/publications/measuring-social-connectedness-in-oecd-countries\\_f758bd20-en.html](https://www.oecd.org/en/publications/measuring-social-connectedness-in-oecd-countries_f758bd20-en.html)

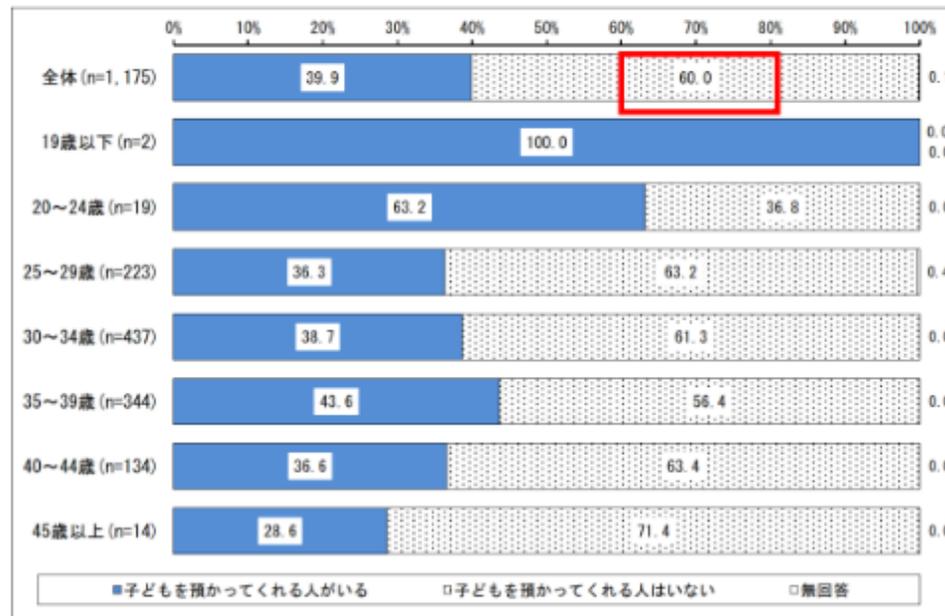
# 家庭が抱える社会的困難 | 子育て家庭の孤立化

- 回答者の **7 割以上**が自身が育っていない市町村で子育てを行っています。
- 回答者の **6 割**が「近所で子どもを預かってくれる人はいない」と回答しています。
- このことから、**子育て家庭の孤立化**も、家庭が抱える社会的困難の 1 つとして考えられます。

【図表 2-2-2 自分の育った市区町村での子育ての実施状況（全体、母親の年代別）】



【図表 2-2-4 近所で子どもを預かってくれる人の有無（全体、母親の年代別）】



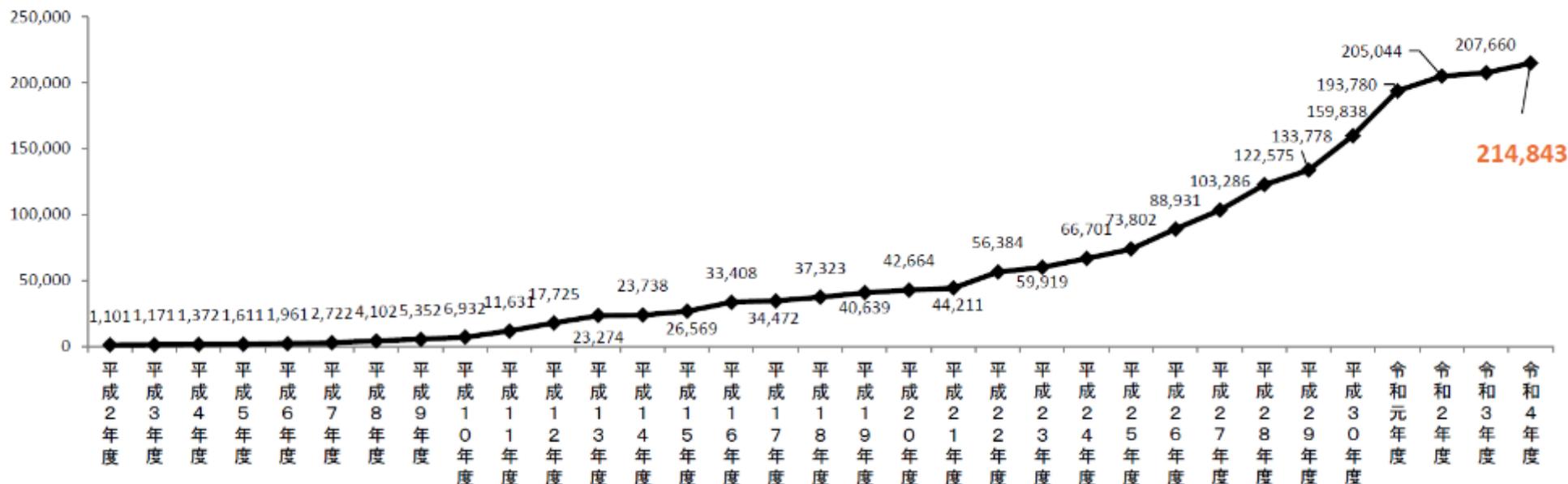
※NPO法人子育てひろば全国連絡協議会「地域子育て支援拠点における「つながり」に関する調査研究事業報告書」（2017年）  
（全国の地域子育て支援拠点事業を運営する団体（計240団体）の利用者について、各団体において任意の開所曜日・時間に1拠点あたり10人程度に無作為配布するよう依頼し回答を得たもの（有効回答数1136人））

出典：子ども家庭庁「子ども家庭福祉をとりまく現状と対応」

[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/277bd31e-b9f4-4cc5-8e2b-2dc2cb0ad159/646c9486/20230401\\_councils\\_shingikai\\_gyakutai\\_boushi\\_277bd31e\\_04.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/277bd31e-b9f4-4cc5-8e2b-2dc2cb0ad159/646c9486/20230401_councils_shingikai_gyakutai_boushi_277bd31e_04.pdf)

# 家庭が抱える社会的困難 | 児童虐待

- 児童相談所における虐待相談対応件数は年々増加傾向にあり、令和4年度の全国の対応件数は、214,843件と、過去最多となっています。
- このように、**児童虐待は家庭が抱える社会的困難の大きな1つ**です。



(注) 平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

出典：こども家庭庁「令和4年度 児童相談所における児童虐待相談対応件数」  
[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/a176de99-390e-4065-a7fb-fe569ab2450c/b45f9c53/20240926\\_policies\\_jidouguyakutai\\_26.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a176de99-390e-4065-a7fb-fe569ab2450c/b45f9c53/20240926_policies_jidouguyakutai_26.pdf)

# 家庭が抱える社会的困難 | ヤングケアラー家庭

- 近年、「ヤングケアラー」という社会的困難についても可視化されてきました。
  - **ヤングケアラー**：家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満のこどものこと。
- ヤングケアラーは、自分の時間をとれないことで「娯楽や教育の機会を逃す」、「大人になる機会を逃す」等の影響や、「孤独や孤立に悩む」、「疲労やストレスを抱える」といった問題に直面しています。

## 子どもが感じている影響

いずれの学校種でも、「特にない」が最も高く、その他では、「自分の時間が取れない」が高い

図表 世話をしていることで、やりたいけれどできていないこと、学校生活への影響

	調査数	1	2	3	4	5	複数回答 %
小学6年生	631	特にない (63.9)	自分の時間が 取れない (15.1)	友人と 遊べない (10.1)	宿題や勉強の 時間がとれない (7.8)	睡眠が十分に とれない (6.7)	
中学2年生	319	特にない (58.0)	自分の時間が 取れない (20.1)	宿題や勉強の 時間がとれない (16.0)	睡眠が十分に とれない (8.5)	友人と 遊べない (8.5)	
全日制 高校2年生	307	特にない (52.1)	自分の時間が 取れない (16.6)	宿題や勉強の 時間がとれない (13.0)	友人と 遊べない (11.4)	睡眠が十分に とれない (11.1)	

出典：厚生労働省「令和4年度生活困窮者自立支援制度人材養成研修『ヤングケアラーとその家族の支援』」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001092918.pdf>

# ストレスを抱える養育者と体罰の関係

- 日常生活において「しっかりつけるようにという周囲からのプレッシャーを感じる」、「孤独を感じる」、「こどもの言動に対してイライラする」、「子育てのための時間や人手が足りない」など**ストレスを抱えている養育者は体罰の行使頻度が高い傾向**があります。
- こどもの年齢が低い場合や子育てを主にしている者の場合、体罰の行使頻度が高い傾向**があります。

○日常生活において、どのような気持ちを感じているか

	日常的にあった	時々あった	1~2回あった	全くなかった
子どもの言動に対してイライラする	11.9	36.7	25.9	25.5
子育てについて、自信が持てないことがある	12.9	34.1	22.1	30.9
孤独を感じる	7.6	20.2	18.0	54.2
パートナーや他の家族(子ども以外)との関係でストレスを感じる	15.1	31.0	21.9	32.0
育児、家事、仕事の両立が難しいと感じる	13.1	31.6	21.0	34.3
子育てのための時間や人手が足りない	9.8	26.4	22.1	41.8
しっかりつけるようにという周囲からのプレッシャーを感じる	5.7	20.4	19.0	54.9
子育てに関する情報が不足している	4.9	23.2	23.9	48.0
子育てに関する情報が多すぎる	7.1	25.7	19.8	47.4
経済的な不安を感じる	22.3	28.5	19.1	30.2

○それぞれの気持ちを“日常的に”感じていた群の体罰の頻繁な行使の割合

	養育者における割合	過去6ヶ月の体罰の頻繁な行使(日常的に~時々あった)
子どもの言動に対してイライラする	11.9	31.2
子育てについて、自信が持てないことがある	12.9	26.6
孤独を感じる	7.6	32.6
パートナーや他の家族(子ども以外)との関係でストレスを感じる	15.1	23.4
育児、家事、仕事の両立が難しいと感じる	13.1	25.7
子育てのための時間や人手が足りない	9.8	30.1
しっかりつけるようにという周囲からのプレッシャーを感じる	5.7	41.2
子育てに関する情報が不足している	4.9	39.7
子育てに関する情報が多すぎる	7.1	31.1
経済的な不安を感じる	22.3	18.1
(参考)養育者全体	100.0	14.8

○過去6か月の体罰行使の頻度(子どもの性別・年齢ごと) [n=5,000(養育者)]

	n	過去6か月の体罰行使の頻度			
		日常的にあった	時々あった	1~2回あった	全くなかった
養育者全体	5000	2.3	12.5	18.7	66.5
男児	2470	△2.8	△14.2	△20.5	▽62.8
女児	2519	▽1.9	▽10.9	▽17.0	△70.2
0歳以上3歳未満	848	△3.2	△15.3	19.2	▽62.1
3歳以上6歳未満	694	△3.5	△19.2	△27.7	▽49.7
6歳以上9歳未満	739	3.1	△17.6	△26.1	▽53.2
9歳以上12歳未満	819	2.6	11.0	19.0	67.4
12歳以上15歳未満	817	1.8	▽9.4	▽14.1	△74.7
15歳以上18歳以下	1083	▽0.4	▽6.1	▽10.8	△82.7

\*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

○子育てを主にしているのは誰かx過去6か月の体罰行使の頻度クロス [n=5,000(養育者)]

	n	過去6か月の体罰行使の頻度			
		日常的にあった	時々あった	1~2回あった	全くなかった
養育者全体	5000	2.3	12.5	18.7	66.5
自分	2538	△3.0	△14.8	△20.3	▽61.9
自分以外の家族	1012	1.6	▽10.4	▽16.2	△71.8
自分と他の家族が同等に協力して行っている	1436	▽1.5	▽10.0	17.9	△70.6
いずれも当てはまらない	14	-	14.3	7.1	78.6

\*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

出典：厚生労働省「第28回社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会資料1-2」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000784765.pdf>

# エスカレートする虐待

- 虐待やネグレクトにより保護者に恐怖を持った子どもは保護者の顔色を窺って行動するようになります。時には虐待やネグレクトがエスカレートすることもあります。



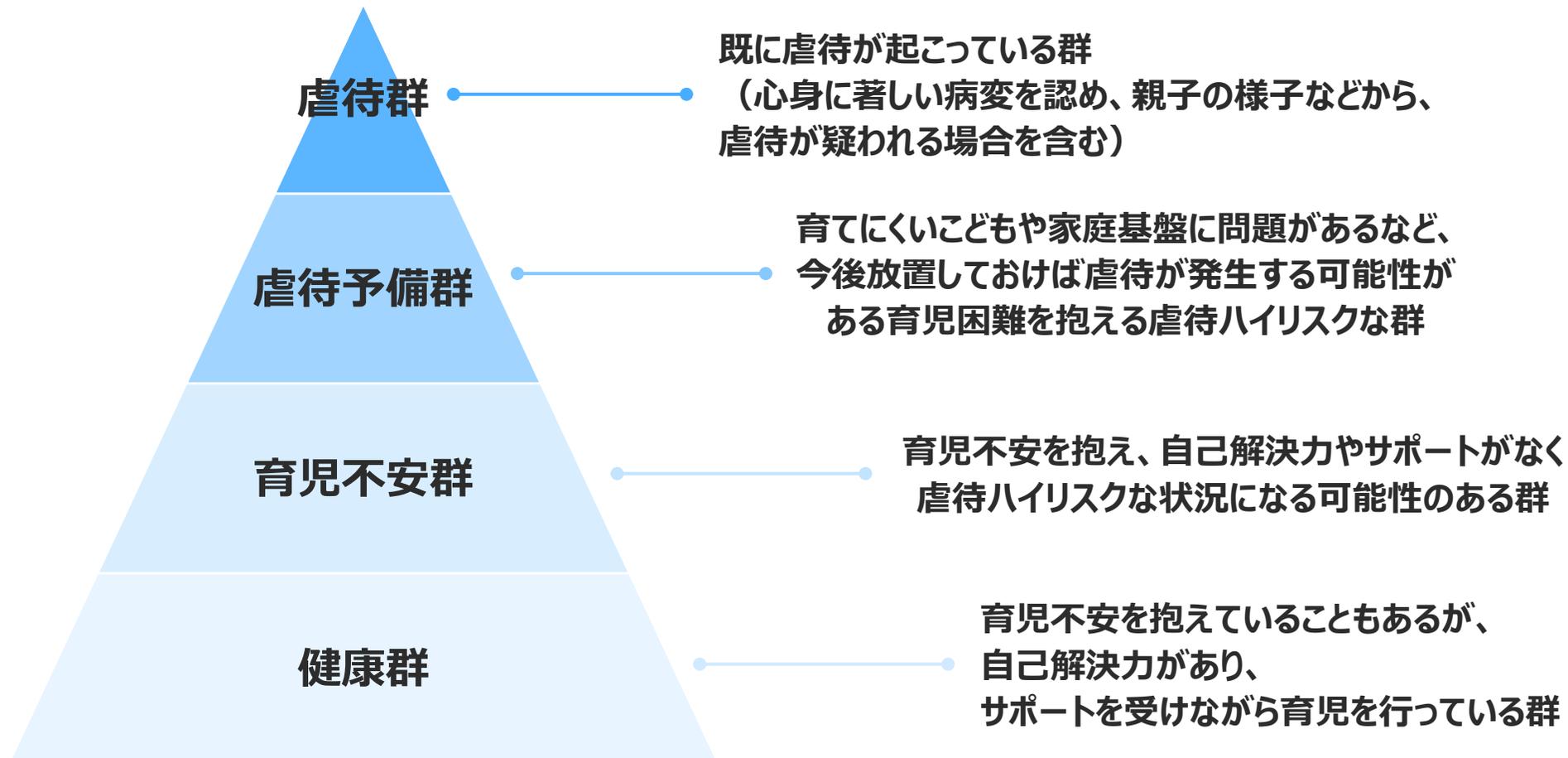
POINT  
2

子どもが親に  
恐怖を持つと  
SOSを伝えられない

親に恐怖を持った子どもはどのような行動を起こすでしょうか。親に気に入られるように、親の顔色を見て行動するようになります。

また、恐怖を持つ親に対しては、子どもが心配事を打ち明けられなくなります。心配事を相談できないと、いじめや非行など、より大きな問題に発展してしまう可能性もあります。

# 虐待リスクに基づく子育て家庭層



出典：東京都福祉保健局少子社会対策部子ども医療課「母子保健事業における要支援家庭の早期発見・支援のポイント」を参考に作成  
[https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/fukushi/h20\\_youshien\\_point](https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/fukushi/h20_youshien_point)

# 児童の権利擁護の必要性

- 18歳未満の児童であったとしても**大人と同様に基本的人権を有する、というのが「児童の権利」の考え方**です。
- この児童の権利を尊重するために定められた条約や法律として代表的なものが以下の3つです。

## 児童の権利擁護に関連する代表的な条約・法律

**1** 児童の権利に関する条約

**2** こども基本法

**3** 児童福祉法

# 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

- 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）は、世界中すべての子どもたちがもつ人権（権利）を定めた条約であり、その基本的な考え方は、以下の4つの原則により表されます。

## 子どもの権利条約の4つの原則

### 生命、生存及び発達に関する権利 （命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

### 子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもにすることが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

### 子どもの意見の尊重 （子どもが意味のある参加ができること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を出すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

### 差別の禁止（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の人権や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

# こども基本法

- こども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、**全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的**としています。
- 以下のこども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

こども施策は、6つの基本理念をもとに行われます。

- 1 すべてのこどもは大切にされ、  
基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、  
生活が守られ、愛され、保護される  
権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 3 年齢や発達の程度により、  
自分に直接関係することに意見を言えたり、  
社会のさまざまな活動に参加できること。
- 4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、  
意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって  
最もよいことが優先して考えられること。
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが  
十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、  
家庭と同様の環境が確保されること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、  
喜びを感じられる社会を  
つくること。



# 児童福祉法

- 児童福祉法は、以下の理念のとおり、**児童の権利に関する条約の精神を基礎**とし、児童の健全な育成や権利、生活保障の支援等、**児童福祉の保障を目的**としています。
- 以下の理念のほか、児童福祉支援に関わる施設や事業について定めています。

## 児童福祉法の理念

第1条 全て児童は、**児童の権利に関する条約の精神にのっとり**、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の**福祉を等しく保証される権利を有する**。

第2条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

# 居宅訪問型支援の必要性

- 身近に頼れる人もなく、不安な気持ちに押しつぶされそうになったり、ワンオペ育児でいっぱいになって、ストレスが溜まってしまうことも少なくありません。
- イライラする気持ちの行き場がなくなると、傍にいるこどもにあたってしまうたり、家庭内がギスギスと喧嘩が絶えなくなったり、家庭がこどもにとって安心できる場所でなくなる事態につながります。



身近に不安や悩みを話せる人がいない保護者を訪問し、一緒に話をしながらちょっとした家事や育児をして共に過ごし、子育ての孤立感を解消します。

# 従来の子育て支援事業の限界

- ほとんどの市町村では、以下のような子育て支援施策を打ち出しています。それでも、「既存の支援が利用できない」、「支援が届いていない」子育て家庭が多く存在しています。
- 多胎、年子、障害・病気のある保護者やこども、経済的に余裕がない家庭、仕事・介護と育児の両立で余裕がない保護者、外国人の保護者など、子育てひろばや相談窓口に出かけることが困難な家庭は多く存在します。

- 地域子育て支援拠点事業に  
行きたくても行けない親子・気疲れするなど行きづらい親
- 乳児家庭全戸訪問事業では  
継続したケアができない心配な非困難家庭
- 養育支援訪問事業では  
対象とならない気がかりな家庭（グレーゾーン）
- ファミリーサポートセンター事業では  
対応できない親自身への支援、有料支援が利用できない家庭



# 居宅訪問型支援の意義

## (1) 孤立感の解消

- 保護者への傾聴などの友人的活動により、孤立感の解消が期待できる。

## (2) 保護者のさまざまな負担感を軽減・緩和し、心身の安定を図ることができる

- 話す・情報提供する・具体的な支援をする。
- ねぎらいや励ましにより子育てに自信を持ってもらう。
- 体調の悪い保護者には休息の機会を提供する。
- 保護者が自分自身のことを話すことで、問題を整理してゆくことにより、保護者の情緒の安定や自尊感情を担保したり、健康を取り戻したりすることができる。
- 人に頼っていいと思えるようになり、発信・表現できるようになることで、ひとりで抱え込まなくなる。

## (3) 保護者の子育てスキルの学習機会になる

- こどもと遊べない保護者、こどもへの叱り方、ほめ方など指示の与え方がわからない保護者、部屋の片づけができない保護者などが、OJTのような形態で訪問支援員を通じて子育てスキルを学習できる。

## (4) こどもの心身の安定を図ることができる

- 十分に遊びや栄養、愛情を与えられていないこどもに、訪問支援員を通じて年齢に応じた遊びや栄養を考えた食事などを提供するなど、愛情のあるかわりを通して、こどもの心身の安定を図ることができる。
- 親子関係がより良くなる、改善される。

## (5) 問題の発見・モニタリング機能となる

- 家庭の中に入ると、保護者や子どもとの信頼関係が築けていくことで、いろいろな話を聞き、情報収集ができるとともに、虐待を発見したり、アディクションの発見などができる場合などもある。
- たとえ、子どもが一時保護等の措置をとられることになったとしても、最優先で守られるべき子どもの安全・安心を確保することにつながるとともに、子どもとその家庭の再構築への一端となる。

## (6) 他のサービス・事業につなぐことができる

- 支援に入り、いろいろな生活課題や問題点が見えたときに、この支援をきっかけに、いろいろな社会資源につなげていくことができる。

# 訪問支援員の役割 ～まとめ～

- 児童の権利を守るため、児童の最善の利益を優先して支援を行う。
  - こどもや保護者又は妊婦が抱える不安や悩みを傾聴し、共感することで寄り添う。
    - ✓ 一方的関係（してあげている）でなく、説明と理解（納得）を前提に関係を築く。
  - 家事・育児を行うことで、保護者は物理的・精神的ゆとりをもつことができ、保護者の失いかけていた自信や子育ての意欲を取り戻す経験を提供する。
    - ✓ 結果（成果）よりも過程を大切にし、エンパワメントを支える。
- 「見張り」でなく「見守り」「伴走」を行う。
  - 家に第三者が出入りすることで虐待リスクの抑止力になる側面はあるものの、支援対象者と関係性を構築する中で、見張るのではなく、見守る・伴走する存在として支援する。
- 支援対象家庭の変化に気づき、必要に応じて事業者等を通じて市町村に報告することにより、他の支援に繋げる。



支援対象家庭が自立して生活できるように支援対象者の環境を整えていく